

実行団体向け積算の手引き

2020年2月

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構の資料をもとに、資金分配団体である公益財団法人パブリックリソース財団が加筆修正を行いました。

1 経理処理の基本的な考え方と流れ

1.1 基本的な考え方

1) 経理処理の基準

実行団体は、助成対象事業（以下「本事業」という。）における経理処理について、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成 30 年 3 月 30 日付内閣総理大臣決定）、本手引き及び資金提供契約（以下「契約」という。）を遵守してください。実行団体の定める独自の経理処理規則は、書面により整備してください。

2) 区分経理

実行団体は、助成等により提供を受けた資金の使途については、その助成等に係る契約で認められたものに限定し、区分経理を行うとともに帳簿を備え付けてください。

3) 会計期間（年度）

事業実施にかかる会計期間（年度）は、原則として4月から3月とします。

4) 会計科目

実行団体の財務諸表作成目的で日常用いている会計科目を使用してください。

5) 精算方法

精算はキャッシュベース（支払いベース）で行います。

※「発生主義」ではなく「現金主義」に基づき、精算と報告を行っていただきます。

（精算については後日公開する「精算の手引き」で詳述します。）

1.2 基本的な流れ

本事業の経理処理の基本的な流れは以下のとおりです。

1) 資金計画書の提出

助成金を申請いただく際に、提案された事業計画書の実施に必要な経費とその妥当性を確認するため、事業計画書とともに、資金計画書を提出いただきます。

2) 資金計画書の確定

審査後、実行団体が決定された後、資金分配団体と実行団体が共同で事業計画書の確認、精緻化を行います。事業計画書の確定内容を踏まえ、経費計上の必要性和積算根拠について確認、協議を行います。その際に、対象外経費が含まれている場合には除外していただきます。協議結果を踏まえ、確定した資金計画書を提出いただきます。

3) 資金提供契約の締結

確定した資金計画書を元に、助成期間を通じた助成総額及び各年度の助成見込み額を契約にて定めます。なお、助成総額及び各年度の助成見込み額及びその根拠等は公表されます。

4) 実行団体への助成金の支払いと精算

実行団体への助成金の支払いは、指定活用団体一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA)から公益財団法人パブリックリソース財団に資金分配団体への助成金が交付された後に、契約に基づき半年分の実行団体への助成金を概算払いで実行団体の指定口座に振り込みます。

実行団体への助成金の支払いは半年ごとに行います。10月に9月末の進捗管理報告（進捗管理は次の5）で述べます）に基づいて、10月から翌年3月分の実行団体への助成金を支払います。4月は実行団体向け精算の手引きに従って、前事業年度の精算を行うとともに、3月末の進捗管理報告に基づいて、4月から9月分の実行団体への助成金を支払います。

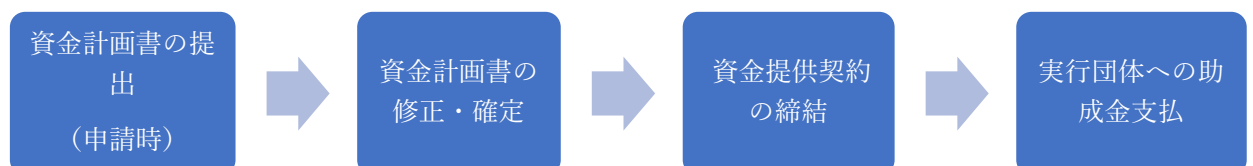
5) 進捗管理報告

実行団体は、契約に基づき、原則3月末及び9月末時点における自らの民間公益活動の進捗状況について確認し、（各資金分配団体で報告とりまとめにかかる期間を勘案して締切りを設定してください。資金分配団体からJANPIAへの報告は翌月末までです）までに資金分配団体に報告します。

6) 次年度の予算計画

実行団体は、翌年度の予算計画を検討の上、公益財団法人パブリックリソース財団の指定する期日までに資金計画書を提出いただきます。

<実行団体初年度の積算に関するスケジュール>



2 積算について（資金計画書）

事業申請にあたっては、様式3_資金計画書を提出してください。

項目名	説明
申請事業名	様式1に記載した申請事業名と同じ事業名を記載ください。
助成申請額（A）	助成事業への助成金申請額を記載ください。
自己資金等（B）	助成事業費に対する助成額の割合（以下「補助率」という。）を設定し、 20%以上 は、自己資金又は民間からの資金（以下「自己資金・民間資金」という。）を確保していただくことを原則とします。ただし、財務状況や緊急性のある場合などで、希望する実行団体には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることとします。複数年度の事業においては、 事業の最終年度には補助率を80%以下 にさせていただきます。
評価関連経費（C）	社会的インパクト評価等に係る調査関連経費の支援のための助成として、実行団体の助成金申請額の 5.4%以下 とします。本経費は、事前評価から事後評価に係る調査関連経費を対象とします。

・ 直接事業費

直接事業費は、助成対象事業実施に直接必要となる、直接人件費の助成対象事業従事分、旅費交通費、会議費、会場借料、借料損料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、施設改修費、機器購入費、委託費、謝金等です。ただし、評価関連経費は除きます。

- ▶ 実行団体が財務諸表作成目的で日常用いている会計科目を使用し、算出根拠として単価と数量等を記入してください。補足説明が必要と思われる場合には、適宜記載してください。

※「支援付住宅建設・人材育成事業」においては、直接事業費のみを助成対象としており、管理的経費の計上は想定していません。管理的経費は、役職員の人件費等や管理部門などの管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、助成対象事業に要する経費として特定することが難しい共通経費で、一定の負担が生じている経費等となります。

- ・ 評価経費について

- 実行団体が実施する社会的インパクト評価等に関する調査実施に要する経費について、「資金分配団体・実行団体に向けての評価指針」を参照の上、内訳を記載してください。評価は上記指針に記載されているとおり、自己評価ですので、実行団体が評価を行う必要があります、評価を全て委託することは認められておりません。
- 評価関連経費で対象となる費用は、評価の判断材料として必要な調査の実施に係る費用です。

- ・ 対象外経費について

- ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金
- 会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの
- 個人又は団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等

上記以外の費用であっても、資金計画書の確定段階で、事業目的に沿わない場合などには、減額、又は対象外となる可能性があります。判断が難しい場合など、不明な点がありましたら、事前に資金分配団体にご相談ください。

- ・ 積算にあたっての留意事項

- 経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てにより積算してください。ただし、内規等において端数処理方法を規定している場合には、資金分配団体との協議の上、契約に定めた上で計上を認めることがあります。

以上